

保存期間	廃止まで
------	------

例規（備）第 72号

平成20年11月28日

各部長・参事官・所属長 殿

千葉県警察本部長

千葉県警察新型インフルエンザ対策委員会設置要綱の制定について見出しの要綱を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

千葉県警察新型インフルエンザ対策委員会設置要綱

第1 設置

警察本部に「千葉県警察新型インフルエンザ対策委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、新型インフルエンザが発生した場合において、事態を的確に把握するとともに、県民の安全を確保するために必要な体制をはじめ、各種警察措置を的確に行うための諸対策を推進することを任務とする。

第3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる者をもって充てる。

第4 運営

- 1 委員長は、必要があると認めるときは委員会を招集し、会議を主宰する。
- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 上記に定める規定のほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第5 幹事会

- 1 委員会の事務を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは幹事会を招集し、会議を主宰する。
- 4 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代行する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 上記に定める規定のほか、幹事会の運営に関して必要な事項は、幹事長が定める。

#### 第6 対策部会

- 1 幹事会の事務を補佐するため、幹事会に対策部会を置く。
- 2 対策部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、別表3に掲げる者をもって充てる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは部会員を招集し、部会を主宰する。
- 4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し、対策部会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 上記に定める規定のほか、対策部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

#### 第7 公安委員会への報告

委員長は、県民の安全を確保するための諸対策の推進状況等について、公安委員会に報告するものとする。

#### 第8 庶務

委員会、幹事会及び対策部会の庶務は、警備部警備課において処理する。